

謝金に関する規程

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、本会という）における謝金の支払いについて必要な事項を定める。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、次のものをいう。

本会が依頼した学術大会、勉強会等の講師に対して支払われる金銭

(謝金の基準)

第3条 講師等に対する謝金の金額は別表に定めるとおりとする。交通費は公共機関を使用した金額を支払う。特別な場合、運営会議にて審議し、謝金の金額は増減できる。

(委任)

第4条 この規程で定められていない事項については、運営会議で協議し定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

別表

講師謝金

支払金額	備考
50,000	医師：教授 准教授 理事長 院長 副院長
30,000	医師：講師 助教 医局長 診療科部長
20,000	医師：上記以外 技師・その他： 理事会承認を得た場合 但し急を要する場合は会長・副会長の承認をもって決定とする
10,000	技師・その他：講演時間1時間以上
5,000	技師・その他：講演時間30分以上
3,000	技師：講演時間30分未満,

平成26年2月6日 制定・同日施行